

**地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の  
設定に関する環境配慮基準**

**【別冊】**

**愛媛県**

**令和6年1月策定**

## 目 次

|   |                              |   |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 県基準の策定目的.....                | 1 |
| 2 | 基準の位置付け.....                 | 1 |
| 3 | 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類.....      | 1 |
| 4 | 県基準の基本的な考え方.....             | 1 |
| 5 | 促進区域から除外すべき区域.....           | 2 |
| 6 | 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項..... | 4 |

## 1 県基準策定の目的

地球温暖化対策推進法の改正により（2022（令和4）年4月施行）、地方公共団体実行計画制度が拡充され、地域との円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、新たに「地域脱炭素化促進事業」の制度が創設されました。

「地域脱炭素化促進事業制度」は、地球温暖化対策推進法に基づき、再エネの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を示すポジティブゾーニングの仕組みで、市町村が国や都道府県が設定する環境保全に係る基準に基づき、計画を策定することができます。地域脱炭素化促進事業は、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されています。

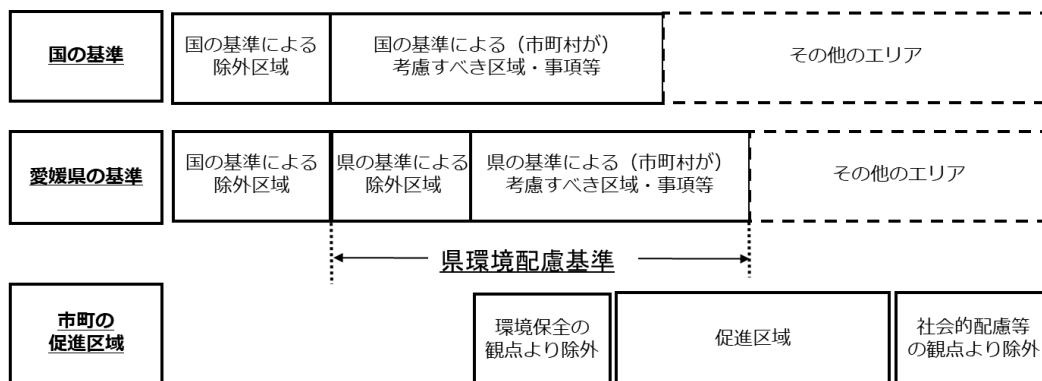
このことから、本県は、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、再生可能エネルギーの最大限の導入を促すため、市町村が「地域脱炭素化促進事業」を推進できるよう、促進区域の設定に関する基準を定めることとしました。

## 2 基準の位置付け

本基準は、法第21条第6項及び第7項に規定する都道府県が定める基準です。

国は、環境の保全上の支障の防止の観点から、全国一律で環境配慮基準を策定しており、県は、地域の自然的社会的条件に応じて、国の基準に上乗せ横出しして策定します。

市町は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき、環境保全や社会的配慮等の観点から促進区域を設定します。



## 3 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類

- ・ 太陽光発電（ただし、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものは除く）
- ・ 風力発電
- ・ 水力発電（出力が30,000kW未満のものに限る）
- ・ バイオマス発電

## 4 県基準の基本的な考え方

県の再生可能エネルギー導入に当たっての県の方針（①地域特性を踏まえた安全・安心な再エネの推進、②自然環境の保全に配慮した再エネの推進、③自然豊かな景観・眺望に配慮した再エネの推進）を踏まえて、次の3つの観点を重視して基準を設定します。

- （1）防災上の観点から指定された区域
- （2）自然環境保全の観点から指定された区域
- （3）景観保護の観点から指定された区域

## 5 促進区域から除外すべき区域

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成 11 年総理府令第 31 号（以下「省令」という。））第 5 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」は次のとおりです。市町村はこれらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

※下線部は、県内に該当区域はないが、今後指定される可能性を想定し設定するもの。

表 1 防災上の観点から促進区域から除外すべき区域（除外区域）

| 項目 | 区域名  | 法律等                            |
|----|--|--------------------------------|
| 防災 | 砂防指定地                                      | 砂防法                            |
|    |  | 愛媛県砂防指定地管理条例                   |
|    | 地すべり防止区域                                   | 地すべり等防止法                       |
|    | <u>ぼた山崩壊防止区域</u>                           |                                |
|    | 急傾斜地崩壊危険区域                                 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律          |
|    | 土砂災害特別警戒区域                                 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 |
|    | 土砂災害警戒区域                                   |                                |
|    | 土砂災害危険箇所                                   | 国土交通省通達                        |
|    | 河川区域（水力発電を除く）                              | 河川法                            |
|    | 海岸保全区域                                     | 海岸法                            |
|    | 防災重点農業用ため池                                 | 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 |
|    |  | 農業用ため池の管理及び保全に関する法律            |
|    | 保安林  | 森林法                            |
|    | 災害危険区域                                     | 建築基準法                          |
|    | 山地災害危険地区<br>（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区） | 山地災害危険地区調査要領                   |

表2 自然環境保全の観点から促進区域から除外すべき区域（除外区域）

| 項目            | 区域名                                 | 法律等                              |
|---------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 自然環境保全        | 保護水面                                | 水産資源保護法                          |
|               | <u>生息地等保護区</u>                      | <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</u> |
|               | 自然環境保全地域（特別地区を含む）                   | 愛媛県自然環境保全条例                      |
|               | 国立・国定公園<br>（第2, 3種特別地域、普通地域、海城公園地区） | 自然公園法                            |
|               | 県立自然公園<br>（第1～3種特別地域、普通地域）          | 愛媛県立自然公園条例                       |
|               | 特定希少野生動植物保護区                        | 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例            |
|               | 国指定鳥獣保護                             | 鳥獣保護管理法                          |
|               | 県指定鳥獣保護区<br>（特別保護地区を含む）             |                                  |
|               | 絶滅のおそれのある種に指定されている希少野生動植物の生息・生育地    | 環境省レッドリスト<br>愛媛県レッドリスト           |
|               | 生物多様性の観点から<br>重要度の高い湿地（重要湿地）        | 生物多様性国家戦略                        |
|               | 生物多様性保全上重要な<br>里地里山（重要里地里山）         |                                  |
|               | 自然共生サイト（OECM）                       | 生物多様性国家戦略（30by30 関係）             |
|               | <u>ラムサール条約湿地</u>                    | <u>ラムサール条約</u>                   |
|               | 保安林（再掲）                             | 森林法                              |
|               | 河川区域（水力発電を除く）（再掲）                   | 河川法                              |
| 特別天然記念物（再掲）   | 文化財保護法                              |                                  |
| 史跡名勝天然記念物（再掲） |                                     |                                  |

表3 景観保護の観点から促進区域から除外すべき区域（除外区域）

| 項目                | 区域名           | 法律等        |
|-------------------|---------------|------------|
| 景観保護              | 風致地区          | 都市計画法      |
|                   | 特別天然記念物       | 文化財保護法     |
|                   | 史跡名勝天然記念物     |            |
|                   | 登録記念物         |            |
|                   | 重要文化的景観       |            |
|                   | 重要伝統的建造物群保存地区 |            |
|                   | 周知の埋蔵文化財包蔵地   |            |
|                   | 有形文化財         | 愛媛県文化財保護条例 |
|                   | 史跡名勝天然記念物     |            |
| 世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯 | <u>世界遺産条約</u> |            |

## 6 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項(以下「考慮対象事項」という。)」は次のとおりです。

市町は、「考慮対象事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて、必要な情報を収集し検討を行う必要があります。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置(下記の「環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方」に掲げる措置など)が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置づける必要があります。

表4 環境配慮事項

| 太陽光 | 風力 | 中小水力 | バイオマス | 考慮対象事項   | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法  |  | 環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方※  |
|-----|----|------|-------|----------|--|--|---|
|     |    |      |       |          | 収集すべき情報  | 収集方法   |   |
| ○   | ○  | ○    | ○     | ・騒音による影響 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺施設の情報(学校、病院、福祉施設、住宅等)</li> <li>・住宅の分布状況</li> <li>・騒音に係る環境基準</li> <li>・騒音規制法、愛媛県公害防止条例に基づく規制基準</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース(EADAS)</li> <li>・市町教育委員会ホームページ</li> <li>・「国土数値情報(学校/医療機関/福祉施設)」(国土交通省)</li> <li>・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院)等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーコンディショナからの騒音に配慮すること。</li> <li>・地域の環境、騒音に係る環境基準、騒音規制法、愛媛県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。</li> <li>・周辺に施設がある場合、必要に応じ、騒音の距離減衰式等により、騒音レベルを予測し、周辺施設からの適切な離隔や、パワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。</li> </ul> |

※地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。

| 太陽光 | 風力 | 中小水力 | バイオマス | 考慮対象事項   | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法  |   | 環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方   |
|-----|----|------|-------|--|--|---|---|
|     |    |      |       |  | 収集すべき情報  | 収集方法  |   |
| ○   |    | ○    | ○     | <ul style="list-style-type: none"> <li>水の汚れによる影響</li> <li>富栄養化による影響</li> <li>水の濁りによる影響</li> <li>溶存酸素量による影響</li> <li>水温による影響</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の気象（降水量等）の情報</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁のホームページ</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の気象情報を確認し、降雨時に事業地からの排水（水濁等）による影響が懸念される場合には、雨水が適切に排水できる対策（調整池等の設置）を講じること。</li> </ul>  |
|     |    |      |       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川の水質、利用状況（取水施設等）</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者、県担当課が示す情報を確認</li> <li>環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>県、市町が所有している取水地の情報</li> <li>県の漁業権漁場図等</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>（施設の形態、規模、立地等から影響が想定される場合）排水先の下流に、漁業権が設定されている場合や、飲料水、農業用水等へ使用されている場合には、調整池等による対策に加え、仮設沈砂池等の設置を検討すること。</li> </ul>                 |
|     |    |      |       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁に係る環境基準</li> <li>水質汚濁防止法 愛媛県公害防止条例に基づく規制基準</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町が示す情報</li> <li>環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、水質等への影響を調査し、必要な措置を講じること。</li> <li>地域の環境、水質汚濁に係る環境基準、水質汚濁防止法、愛媛県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。</li> </ul> |
| ○   | ○  | ○    | ○     | <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な地形及び地質への影響</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>注目すべき地質、地形の存在</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院）</li> <li>日本の地形レッドデータブック</li> <li>航空写真、土地利用図、現存植生図</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な地形及び地質が存在する場合、当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。</li> </ul>  |

| 太陽光 | 風力 | 中小水力 | バイオマス | 考慮対象事項                  | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法                                      |   | 環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方   |
|-----|----|------|-------|-------------------------|--|---|---|
|     |    |      |       |                         | 収集すべき情報  | 収集方法  |   |
| ○   | ○  | ○    | ○     | ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 | ・キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場の状況                         | ・県、市町の観光、公園管理の担当部署への確認<br>・観光パンフレット等                                  | ・人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。   |
| ○   | ○  | ○    | ○     | ・土地の安定性への影響             | ・盛土、切土の有無  | ・地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院）<br>・県や市町における「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に係る情報等    | ・事業区域内に盛土、切土が存在する場合は、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工などの、土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じること。                 |
|     |    |      |       |                         | ・民有林   | ・環境アセスメントデータベース（EADAS）<br>・国土地理院地形図<br>・県ホームページ<br>・地理院タイル<br>・地域森林計画 | ・森林のもつ水源涵養等の多面的機能に影響を与えないよう森林の伐採範囲を最小限とすること。<br>・大規模な伐採を伴う場合は、所管の行政機関の意見を踏まえた事業計画とすること。 |
|     |    |      |       |                         | ・促進区域に設定予定場所の周辺の状況（保安林・民有林）<br>・水系の状況                            | ・環境アセスメントデータベース（EADAS）<br>・国土地理院地形図<br>・県ホームページ<br>・地理院タイル            | ・災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。                                       |
|     |    |      |       |                         | ・地すべり地形<br>・過去の土砂災害の履歴<br>・その他の災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域の状況 | ・環境アセスメントデータベース（EADAS）<br>・国土地理院地形図<br>・県関係課が示す情報<br>・地理院タイル          | ・災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。                                       |
| ○   | ○  | ○    | ○     | ・地域を特徴づける生態系への影響        | ・自然再生の対象となる区域  | ・環境アセスメントデータベース（EADAS）<br>・環境省のホームページ等                                | ・自然再生推進法に基づき自然再生協議会が自然の再生に取り組んでいる場合、事業の実施に当たり、当該協議会に意見聴取を行うなどし、必要な措置を講じること。             |



| 太陽光 | 風力 | 中小水力 | バイオマス | 考慮対象事項                 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法  |   | 環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方   |
|-----|----|------|-------|------------------------|--|---|---|
|     |    |      |       |                        | 収集すべき情報  | 収集方法  |   |
| ○   |    |      |       | ・反射光による影響              | ・周辺施設の情報（学校、病院、福祉施設、住宅等）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>市町教育委員会のホームページ</li> <li>「国土数値情報（学校／医療機関／福祉施設）」（国土交通省）</li> <li>地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院）等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光の反射光に配慮すること。</li> <li>周辺に施設がある場合、必要に応じ、反射を抑えた仕様の太陽光パネルの採用、太陽光パネルの傾きの調整、周囲に植栽を施す等、反射光への対策を行うこと。</li> </ul> |
|     |    |      |       |                        | ・交通機関の状況   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各道路管理者の道路台帳</li> <li>各道路の交通状況</li> </ul>   |   |
|     | ○  |      |       | ・風車の影による影響             | <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺施設の情報（学校、病院、福祉施設、住宅等）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>市町教育委員のホームページ</li> <li>「国土数値情報（学校／医療機関／福祉施設）」（国土交通省）</li> <li>地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院）等</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺に施設がある場合、風車の影が周辺の施設に長時間重ならないよう、風力発電施設の配置を検討すること。</li> </ul>  |
| ○   | ○  | ○    | ○     | ・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境省レッドリスト</li> <li>愛媛県レッドリスト、レッドデータブック</li> <li>国内希少野生動物の生息・生育状況</li> <li>特定希少野生動物の生息・生育状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>環境省のホームページ</li> <li>県のホームページ等</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行うこと。</li> <li>重要な種の生息や、注目すべき生息地が確認される場合、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。</li> </ul>    |
|     | ○  |      |       |                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な鳥類の生息地、集団飛来地、渡りのルート</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き</li> <li>シギ・チドリ類モニタリングサイト1000</li> </ul>                                |   |

| 太陽光 | 風力 | 中小水力 | バイオマス | 考慮対象事項                      | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法   |  | 環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方  |
|-----|----|------|-------|-----------------------------|---|--|--|
|     |    |      |       |                             | 収集すべき情報   | 収集方法   |  |
| ○   | ○  | ○    | ○     | ・植物の重要な種及び重要な群落への影響         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度の高い地域</li> <li>・特定植物群落</li> <li>・巨樹、巨木林</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース (EADAS)</li> <li>・環境省のホームページ等</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。</li> <li>・事業区域が、これらにおいて重要とされる場所である場合は、専門家に相談するなどして十分な検討を行い、必要に応じて適切な対策を講ずること。</li> </ul> |
|     |    |      |       |                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省レッドリスト</li> <li>・愛媛県レッドリスト、レッドデータブック</li> <li>・国内希少野生動物の生息・生育状況</li> <li>・特定希少野生動物の生息・生育状況</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース (EADAS)</li> <li>・環境省のホームページ</li> <li>・県のホームページ等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行うこと。</li> <li>・重要な種の生育や、注目すべき生育地が確認される場合、原則としてその生育場所、生育環境を事業区域に含めないようにすること。</li> </ul>           |
| ○   | ○  | ○    | ○     | ・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省、県のホームページ等</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>  |
|     |    |      |       |                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画区域</li> <li>・指定、登録文化財の状況及びその周辺の状況</li> <li>・法令等に基づく市町村の重要な景観や眺望の選定状況</li> <li>・展望台、眺望の良い峠、県の観光スポット</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町の景観、観光等の担当部署への確認等</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・展望台、眺望の良い峠、県の観光スポットから景観への影響のない場所において事業を計画すること。</li> <li>・それらの場所に近接する場所で事業を行う場合、敷地境界周辺に植栽等の対策を講じること。</li> </ul>       |
|     |    |      |       |                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界文化遺産の景観等に影響を与える区域</li> <li>・天然記念物 (市町指定)</li> <li>・日本遺産の景観等に影響を与える区域</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町担当課に確認</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。</li> </ul>   |
|     |    |      |       |                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遍路道及びその周辺の状況</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町担当課に確認</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。</li> </ul>   |

| 太陽光 | 風力 | 中小水力 | バイオマス | 考慮対象事項   | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法  |  | 環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方   |
|-----|----|------|-------|--|--|--|---|
|     |    |      |       |  | 収集すべき情報  | 収集方法   |   |
| ○   | ○  | ○    | ○     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他特に考慮が必要と判断する事項</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要措置区域及び形質変更時要届出区域</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、松山市土壤汚染担当課が示す情報を確認</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・（促進区域に要措置区域及び形質変更時要届出区域を含む場合）<br/>汚染の拡散を防止するため、土壤汚染対策法に基づき、必要な措置を講じること。</li> </ul>  |
|     |    |      |       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類土壤汚染対策地域</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県担当課が示す情報を確認</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・（促進区域にダイオキシン類土壤汚染対策地域を含む場合）<br/>汚染の拡散を防止するため、ダイオキシン類土壤汚染対策計画の内容に整合するものであること。</li> </ul>   |
|     |    |      |       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場跡地の指定区域</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、松山市廃棄物担当課が示す情報を確認</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・（促進区域に最終処分場跡地の指定区域を含む場合）<br/>廃棄物処理法で定める基準に適合するように、必要な措置を講じること。</li> </ul>   |
|     |    |      |       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域内農地、甲種農地、第一種農地、採草放牧地</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町担当課、農業委員会が示す情報を確認</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域のうち、再エネ発電設備を整備する区域（施設整備区域）に含まれる農用地が、農用地区域内の農用地又は甲種農地でないこと。</li> <li>・施設整備区域に含まれる農用地が第一種農地でないこと。ただし、再生利用困難な荒廃した農用地や再生利用が可能な荒廃した農用地のうち、今後耕作の目的に供される見込みがないものほか、風力発電設備、小水力発電設備及び附属設備の用に供する農用地については、施設整備区域に含めることが可能である。</li> <li>・施設整備区域の設定により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないよう留意すること。</li> <li>・促進区域の設定について農業上の土地利用との調整を十分行うこと。</li> </ul> |
|     |    |      |       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本農業遺産</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町担当課が示す情報を確認</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本農業遺産認定地域（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町の柑橘農地）を保全するための必要な措置を講じること。</li> </ul>   |

| 太陽光 | 風力 | 中小水力 | バイオマス | 考慮対象事項             | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法  |   | 環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方   |
|-----|----|------|-------|--------------------|--|---|---|
|     |    |      |       |                    | 収集すべき情報  | 収集方法  |   |
|     |    | ○    |       | ・その他特に考慮が必要と判断する事項 | ・河川区域  | ・県、市町担当課が示す情報を確認  | ・河川法上の許可を取ること。  |
|     |    |      |       |                    | ・洪水、津波、高潮、浸水想定区域   | ・県、市町担当課が示す情報を確認  | ・必要な調査、検討及び措置を行い、適切な防災対策を講じること。   |
| ○   | ○  | ○    | ○     |                    | ・河川保全区域<br>・河川予定地  | ・県、市町担当課が示す情報を確認  | ・河岸又は河川管理施設を保全するための必要な措置を講じること。   |
|     |    |      |       |                    | ・一般公共海岸区域  | ・県、市町担当課が示す情報を確認  | ・海岸の公物を保全するための必要な措置を講じること。  |
|     |    |      |       |                    | ・道路区域  | ・県、市町担当課が示す情報を確認  | ・道路法第32条、91条による許可手続きをとること。  |
|     |    |      | ○     | ・大気質への影響           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺施設の情報（学校、病院、福祉施設、住宅等）</li> <li>・住宅の分布状況</li> <li>・大気汚染に係る環境基準</li> <li>・大気汚染防止法、愛媛県公害防止条例に基づく規制基準</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・市町教育委員会のホームページ</li> <li>・「国土数値情報（学校／医療機関／福祉施設）」（国土交通省）</li> <li>・地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院）等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境、大気汚染に係る環境基準、大気汚染防止法、愛媛県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。</li> <li>・施設の設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの距離を確保すること。</li> <li>・施設の設置区域に応じた排出基準を十分に下回る排ガス処理施設等を設置するとともに、適正な維持管理体制を整備すること。</li> </ul> |
|     |    |      | ○     | ・悪臭による影響           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺施設の情報（学校、病院、福祉施設、住宅等）</li> <li>・住宅の分布状況</li> <li>・悪臭防止法に基づく規制基準、愛媛県公害防止条例に基づく規制基準</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・市町教育委員会のホームページ</li> <li>・「国土数値情報（学校／医療機関／福祉施設）」（国土交通省）</li> <li>・地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院）等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設からの悪臭に配慮すること。</li> <li>・周辺に施設がある場合、必要に応じ、脱臭装置を設置するなど、悪臭への対策を講じること。</li> </ul>   |